

3. 子育て・教育

- 3-1 子育て支援体制の充実
- 3-2 ひとり親家庭の自立支援
- 3-3 乳幼児の健康づくりの充実
- 3-4 子どもの健康づくりの充実
- 3-5 学校教育の充実
- 3-6 幼児教育の充実
- 3-7 青少年の活動機会の充実
- 3-8 子どもの健全育成体制の充実
- 3-9 特別支援教育の充実
- 3-10 食育の推進
- 3-11 子どもの安全の確保

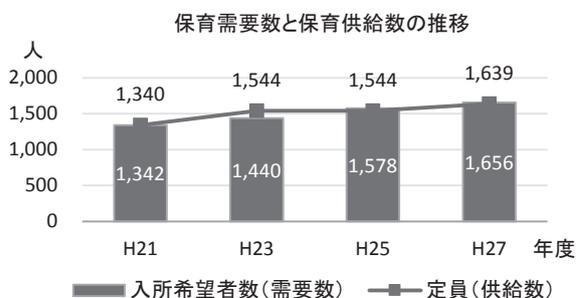
施策3-1 子育て支援体制の充実

1. 現状と課題

平成27年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」において、施設を整備することにより、定員を拡大し、平成28年度には保育需要に対する施設面での供給は確保できる見込みです。しかし人材面での供給において、現在も保育士の安定した確保が課題となっています。

「親子たんどん広場」においては、遊具の設置、夏まつり、運動会、クリスマス会などを実施し、親子が気軽に集える場の提供を行い、同時に親同士の交流の場となっています。今後はさらなる利用者数向上に取り組むことが必要です。

小学生については、家庭、地域などと連携し、放課後の子どもの育成や安心して活動できる場の提供を行っています。利用者や運営の現状を踏まえ事業のあり方を検討することが求められています。



2. 施策の展開方針

待機児童の解消については、保育園の建て替えにより定員を拡大し需要量を満たす施設規模を確保するとともに、各保育施設やハローワークなどの求人機関と連携し、安定した保育士の確保に取り組みます。

また、認定こども園については、既存の幼稚園や保育園からの移行もしくは新たな設置について、地域性や利用者のニーズ、設置者の意向、施設・整備などの状況を踏まえながら、適切な普及・促進を図ります。

待機児童解消後は、保育内容をより充実できるように取り組めます。

「親子たんどん広場」の利用者数向上については、さらなる周知の徹底に取り組めます。また、子育てサポーターの専門知識の向上を行い、広場の充実に取り組めます。

放課後児童健全育成事業と放課後こども教室のあり方を検討するとともに、運営に関しては、保育園・認定こども園と学校との連携について検討を行います。

3. 主な取組み

- ① 保育園の建て替えを行い、定員の増員を行います。
- ② 市ホームページ、広報紙、ハローワーク、保育士バンクなどにおいて保育士の求人活動を行い、保育士の確保に努めます。
- ③ 地域のニーズ、設置者の意向などを把握した上で、認定こども園の普及・促進を図ります。
- ④ 待機児童の解消後、保育内容をより充実させるよう取り組めます。
- ⑤ 「親子たんどん広場」について、市ホームページ、各施設での手作りポスターの掲出など周知を徹底します。
- ⑥ 「親子たんどん広場」において、子育てサポーターの専門知識の向上を図ります。
- ⑦ 放課後児童健全育成事業と放課後こども教室のあり方、運営の検討などを行います。

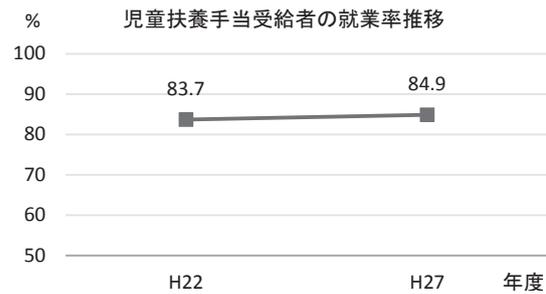
施策3-2 ひとり親家庭の自立支援

1. 現状と課題

ひとり親家庭の生活安定・自立のため、児童扶養手当受給者に対する就業指導及び教育支援の案内に努めるとともに、教育訓練の受講に対し、受講料などの一部補助を行っています。

児童扶養手当受給者の就業支援に取り組み、就業率を維持したことにより、離婚後などのひとり親家庭の生活の激変による負担を一部軽減できました。また、専門的な資格として看護師資格、介護職員初任者研修講座などの履修ができました。

今後も必要としている方への本制度の周知、就業率の向上が求められます。



2. 施策の展開方針

ひとり親家庭への教育支援件数の向上については、国、県の補助金を十分に活用し、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の積極的な広報に努め、ひとり親家庭の自立を促すよう取り組みます。

児童扶養手当受給者の就業率の向上については、ひとり親家庭の生活安定、自立支援に向けて機能の充実を図り、積極的な広報に努めます。

3. 主な取組み

- ① 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の積極的な広報を行います。
- ② ひとり親家庭の生活安定・自立支援に向けて機能の充実を図り、積極的な広報に努めます。

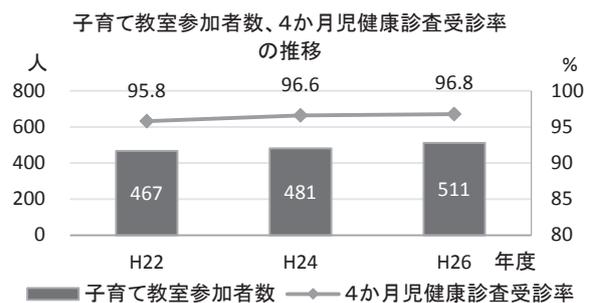
施策3-3 乳幼児の健康づくりの充実

1. 現状と課題

近年、少子化、核家族化の進行や都市化、女性の社会進出などにより、子どもを産み育てる環境は大きく変化しています。少子・高齢化が進む中、今後より一層子どもを健全に産み育てていくことが重要な課題となっており、子どもを育てる保護者を支援することがますます重要となっています。

本市では、助産師・保健師が生後4か月までの乳児を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問」を全戸に対して行い、出産後、できるだけ早期に養育環境の把握を行い、子育て支援に関する情報提供や適切な支援を行っています。

また、安心して子育てができることを目的として、地域内や地域間の親同士が子育てについて、情報交換や悩みを相談できる「ママパピラス」「子育て教室」「子育て自主活動グループ」についても支援を行っています。併せて保育園や幼稚園とも情報交換を行い、子育てに関する地域的な支援体制を築いています。



2. 施策の展開方針

支援対象者と養育環境の早期把握を図るとともに成長に合わせた健康診査や予防接種、健康や子育てに関する相談・交流機会の確保などを実施し、子育てに関する不安の解消を図ります。

児童虐待相談件数が増加している現状を踏まえ、虐待を防ぎ、安心して子育てができるよう、妊娠期からの継続した切れ目のない支援を行うとともに、誰もが虐待の相談場所や対応がわかるように、児童虐待防止の広報・啓発活動に取り組みます。

マタニティマークの周知にも努め、地域全体で子育てを見守り、支援する環境づくりを進めます。

子どもが犯罪に巻き込まれないように、登下校やあそび場などにおいて、主任児童委員をはじめ地域住民が子どもの安全を見守る体制づくりを進めます。

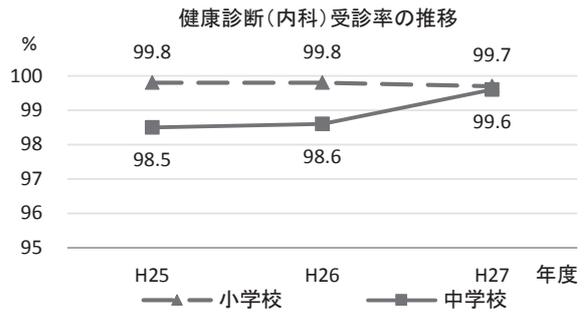
3. 主な取組み

- ① 妊娠届出書や妊婦健康診査、出生れんらくカードを通して支援対象者の把握に努めます。
- ② 乳児家庭全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん訪問」）、子どもすこやか相談などを通して早期の養育環境把握を行います。
- ③ 「ママパピラス」、「子育て教室」の実施と「子育て自主活動グループ」への参加促進に努めます。
- ④ 4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を実施します。
- ⑤ 各種予防接種を行います。
- ⑥ 児童虐待防止の広報・啓発活動(オレンジリボン)に取り組みます。
- ⑦ マタニティマークの周知に努めます。
- ⑧ 登下校やあそび場での見守り体制づくりを行います。

施策3-4 子どもの健康づくりの充実

1. 現状と課題

子どもたちが学校生活をいきいきと過ごす上で、心身の健康状態を把握し、健康を保持増進することは重要です。現在の健康課題を解決するため、関係団体と子どもたちの健康についての共通理解を図り、健康診断や環境衛生検査を行っていく必要があります。また、外遊びや運動に興味を持たせることにより体力の向上についても取り組んでいくことが求められています。



2. 施策の展開方針

子どもがいきいきと毎日を過ごすためには、健康の保持増進および健康的な学習環境を確保することが必要です。

そのため、学校や関係団体と連携し、健康診断や環境検査などの実施について充実を図り、疾病に罹患している場合には早期の治療を支援することに取り組めます。

また、体力の向上に向け、外遊びや体育の授業を通じて運動に親しみ、体力向上につなげるよう取り組めます。

3. 主な取組み

- ① 学校や市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会と連携し、健康診断や環境衛生検査の実施について充実を図ります。
- ② 児童生徒の体力向上に向け、外遊びや体育の授業について作成された各校のプランニングシートの見直しを呼びかけます。また、成果のあった取り組みは定着するよう努めます。



施策 3-5 学校教育の充実

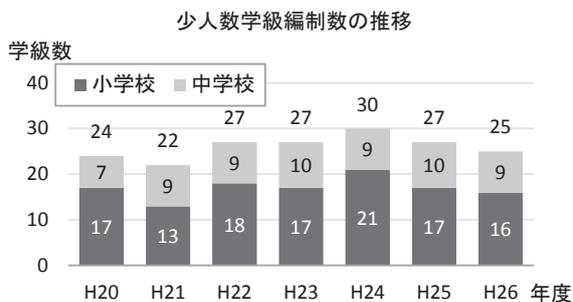
1. 現状と課題

質の高い教育を受ける環境を整え、きめ細やかな教育を推進することを目的に、小学校及び中学校において少人数学級編制の実施を進めています。

少人数学級編制により、個別指導がしやすくなり、基礎・基本の定着が図れることや、個々の興味関心や課題、習熟度に応じた指導ができ、きめ細やかな教育を推進することができます。この取り組みにより一定の成果が出ていることから、いかに継続するかが課題となっています。

また、全ての小・中学校への ALT の派遣により、聞く力、発音が良くなり、学校生活の中で自然に ALT に声をかける場面も見受けられるようになってきています。さらに、幅広い人材の派遣のため、社会人や地域人材の発掘と教育現場でのニーズの汲み取りなどのマッチングが課題となっています。

その他に、市内の小・中学校は、建築後 30 年以上経過している建物ばかりで、毎年各種修繕や改修を実施しており、多額の修繕費や改修費が課題となっています。



2. 施策の展開方針

子どもたちや地域などの実態を十分に踏まえ、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、1人ひとりの個性を活かすための指導方法の工夫改善を図ります。県や教員、様々な技術や経験をもった市民などのマンパワーを活用して、知徳体の調和のとれた子どもの育成に取り組みます。

また、幼小中の密な連携により『確かな学力を培う』、『豊かな人間性をはぐくむ』、『たくましい心身を育てる』ことを指導の重点として推し進め、人間性豊かな幼児・児童・生徒の育成を図ります。

そして、災害発生時の児童生徒の安全確保と被災時の避難所としての地域防災機能強化の観点からも、老朽化した学校施設の老朽化対策に計画的かつ効率的に取り組み、児童生徒の安心・安全な教育環境づくりに努めるとともに、災害時における避難住民の安全を確保するよう取り組みます。

3. 主な取組み

- ① 少人数学級編制の実施のための教員配置に努めます。
- ② ALT による学習指導により外国人と積極的にコミュニケーションを図る力を養うよう取り組みます。
- ③ 様々な技術や経験を持った人材を幅広く発掘し、子どもたちが地域のことを学ぶ機会を提供していきます。
- ④ 異年齢交流により、ルールの大切さやマナーを身につけ思いやりの心や命を大切にすることを心がけます。
- ⑤ 基礎的・基本的な学力を身につけさせるよう取り組みます。
- ⑥ 幼小中の連携を促進します。
- ⑦ 学校施設の老朽化対策に計画的かつ効率的に取り組み、児童生徒の安心・安全な教育環境づくりに努めるとともに災害時における避難住民の安全を確保するよう取り組みます。

施策3-6 幼児教育の充実

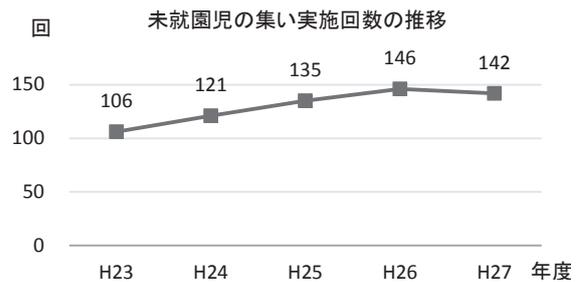
1. 現状と課題

保護者が子どもの成長を実感し、安心して子育てできるよう、保育内容を充実させるとともに、1人ひとりの幼児に応じた援助をしています。

また、保育参観日や保護者を招いての行事（運動会、音楽会、生活発表会など）を実施し、保護者に子どもの成長の姿を見る機会を設けるとともに、年1回以上の家庭訪問や個人懇談、希望者を対象に月1回以上の個人相談日を設け、保護者がいつでも教育相談できるよう取り組んでいます。

併せて、教員の資質向上（頼りになる先生、信頼できる先生）を目指し、教員の研修に積極的に取り組んでいます。

今後は、未就園児を含め子どもの実態を把握するとともに地域の関係機関や団体などと連携し合って子どもを育てることが求められます。



2. 施策の展開方針

幼児教育の充実については、社会や保護者のニーズにも応えながら、幼児の実態に応じて、保育計画を見直し、保育内容を工夫することに取り組めます。また、教員の資質を向上させ、心身ともに健康な子どもを育てることに取り組めます。

地域との連携については、地域を研究し、連携できる環境を整えます。そして、地域の教育力を活かし、幼児の生活を豊かにすることに取り組めます。

未就園児については、保健所や各関係機関とも連携し、子育て支援に取り組めます。



3. 主な取組み

- ① 幼児1人ひとりの理解を深め、指導計画を見直し、教材の研究や工夫に取り組めます。
- ② 教員がいろいろな研修会に参加できる機会を作ります。
- ③ 教員同士が刺激しあい、互いに高まっていけるよう環境を整備します。
- ④ 地域を研究し、地域と協力し、関わりながら幼児の生活を豊かにするよう取り組めます。
- ⑤ 保育園児、小学校児童、中学校生徒と関わって活動する機会を増やすよう取り組めます。
- ⑥ 未就園児の集いや園庭解放を実施し、子どもの実態を把握するとともに、子育て相談を行います。
- ⑦ 幼稚園の耐震補強改修工事を進めます。

施策3-7 青少年の活動機会の充実

1. 現状と課題

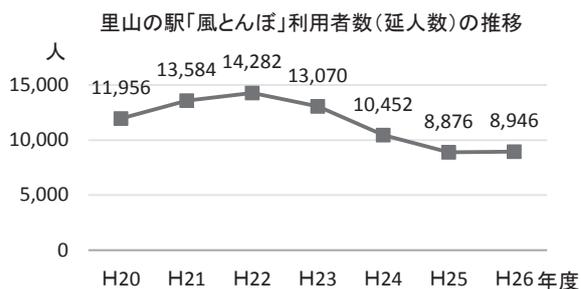
幅広い学習機会の提供及び充実のため、青少年参加の講座や里山の駅「風とんぼ」(旧少年自然の家)における主催事業などを行っています。

青少年参加の講座は、少年少女発明クラブ・親と子の手作り教室・パソコン教室・高専教室・一日工作教室などがあり、発明や工作などの科学的体験の場を提供し、子どもたちの創造力と科学的素養を養い、市の科学的教育をより発展するよう努めています。

里山の駅「風とんぼ」は、ほたる鑑賞・天体観測・野外料理・音楽会などを開催し、子どもたちが仲間と野外活動・自然体験や創作活動を行うことにより、豊かな情操と社会性を育む一助となるよう取り組んでいます。

青少年参加の講座については参加者数が伸び悩んでおり、講座の趣旨について周知するとともに、学校行事などとの調整を行う必要があります。

里山の駅「風とんぼ」、野外活動施設は、少子化など社会情勢に対応した変化が求められています。



2. 施策の展開方針

青少年参加の講座は、概ね定員を超える申込みがあるものの学校行事などの理由により参加できない児童がいることから、科学教室運営委員会と学校行事との調整を図りながら柔軟なスケジュールの設定を行うことで、より多くの児童が参加でき、子どもたちの居場所の提供ができるような運営を行っています。

里山の駅「風とんぼ」は、近年利用者が減少傾向にあるという問題がありますが、平成27年度より指定管理者による管理運営を行っており、民間ならではの多様なサービスを増やすことで、青少年の情操教育の機会を提供するとともに、幅広く気軽に市民の利用が可能な施設をめざします。

3. 主な取組み

- ① 青少年参加の講座に、より多くの参加が可能となるよう、学校行事などとの調整を図り、開催日程調整を行います。
- ② 里山の駅「風とんぼ」は、民間ならではの多様なサービスを増やすことで、青少年の情操教育の機会を提供します。
- ③ 里山の駅「風とんぼ」は、民間のノウハウを活かし住民サービスの向上を実現し、青少年のみならず幅広い層からの利用を促進します。



施策3-8 子どもの健全育成体制の充実

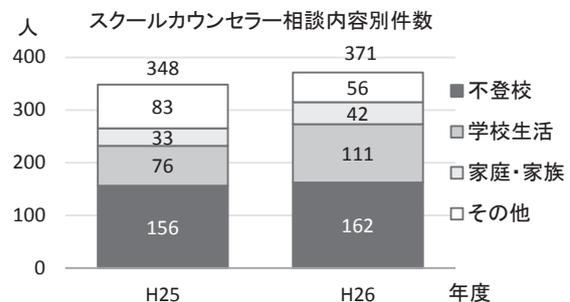
1. 現状と課題

小中学校のあらゆる児童生徒、保護者が学校及び家庭生活において感じるストレスを緩和・解消するため、各中学校へスクールカウンセラーの派遣や不登校児童生徒を対象にした学科指導教室「ASU」及び「ASU」カウンセリングステーションの設置、学校教員及び保護者相談受付を行っています。

各中学校のスクールカウンセラーは、幼稚園や小学校からの相談や教員へのコンサルテーションなどに取り組んでいますが、予約が一杯になっています。

家から出られず、長期欠席となっている児童生徒の場合、カウンセリングを受けることも、学科指導教室「ASU」に通うこともできない状況です。また、発達障害のある児童が他の児童とのコミュニケーションがうまくとれなかったり、様々なストレスを感じたりすることから不登校になるケースも見られ、これに対する手立てがないのが現状です。

小学校では家庭においてもストレスを感じ、不登校になるケースも見られ、保護者へのカウンセリングがこれまで以上に必要となってきています。



2. 施策の展開方針

スクールカウンセラーについて、より効果的な活用方法を検討します。

「ASU」、「ASU」カウンセラーの力量を研修により高めるとともに、専門的なスタッフの導入検討、関係各課との連携強化を図り、児童生徒、保護者への支援を推進します。

これまで以上に関係各課や学校、スクールカウンセラー、「ASU」スタッフ、外部の相談機関、医療機関などとネットワークを構築し、組織的な支援ができるよう取り組むとともに、学校がそのネットワークに効果的につながるよう、学校にスクールソーシャルワーカーを派遣することを検討します。

3. 主な取組み

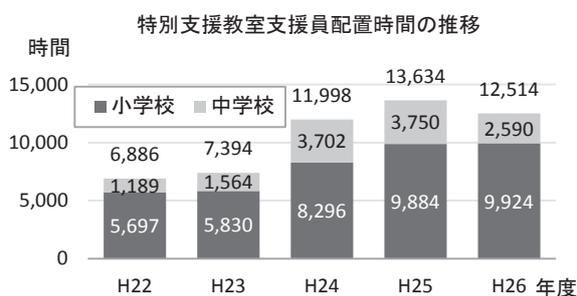
- ① 各中学校のスクールカウンセラーの効果的な活用を検討します。
- ② 中学校区ごとに小学校担当のスクールカウンセラーの配置を検討します。
- ③ 「ASU」スタッフの研修を深めるとともに、より専門的なスタッフの導入を検討します。
- ④ 学校と関係各課や関係機関の連携のネットワークを確立します。
- ⑤ 学校にスクールソーシャルワーカーを派遣することを検討します。
- ⑥ 各学校において不登校の未然防止や初期対応の取り組みを行うとともに、「ASU」や不登校対策担当者、関係機関、スクールカウンセラー等も含めた総合的な取り組みを進めます。

施策 3-9 特別支援教育の充実

1. 現状と課題

全ての小中学校において、特別支援教育支援員を配置しているものの、教室に入ることができない子どもや不登校傾向の子どもなどへの対応が十分とは言えず、厳しい現状であることから、継続的な支援員の配置と充実が必要となっています。また、特別支援教育就学奨励費については、小学校においては各年度平均57人（通級による指導に伴う交通費を給付される人を含む）の給付を、また中学校においては各年度平均15人の給付を実施している状況です。

特別な支援が必要な児童生徒の対象者が増加していることや、障害の状態が多様化していることなどから、個別の状況に応じたきめ細やかな教育の推進が必要となります。



2. 施策の展開方針

発達障害を含む特別な支援が必要な児童生徒の対象者が増加していることや、障害の状態が多様化していることなどから、個別の状況に応じたきめ細やかな教育の推進が必要となります。

支援員の充実や経済的負担の軽減については、保護者とともに子どもたちの自立や社会参加を見据えて、1人ひとりの教育的ニーズを把握し能力を最大限に伸ばすために適切な指導及び支援を行い、経済的な理由で教育を受けることが困難な状況にならないよう取り組みます。

3. 主な取組み

- ① 学習活動や生活習慣など1人ひとりの教育的ニーズを把握するよう努めます。
- ② 児童・生徒が均等に教育を受けることができるように、子どもたちの状況に応じた支援を行います。

施策3-10 食育の推進

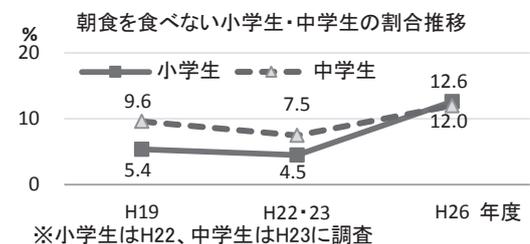
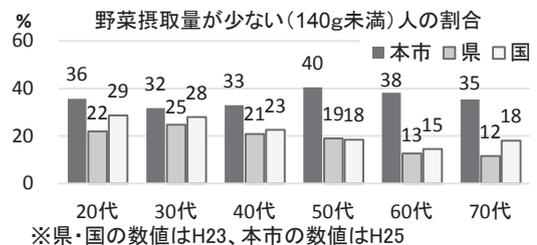
1. 現状と課題

食育基本法（平成17年）に基づき平成20年度に「大和郡山市食育推進計画」を策定しました。第1次計画は平成23年度で終了し、第2次食育推進計画は、健康増進法（平成14年）に基づく市町村健康増進計画と合わせて、平成26年度に「第2次大和郡山すこやか21計画」として策定しています。

また、食育月間（6月）における啓発活動、保育園・幼稚園・小中学校における出前授業や調理実習などのほか、商業施設での地場産野菜の販売など、市民が学習・実践する機会を積極的に設けています。

児童生徒においては生活習慣が変化中、朝食の欠食、偏食や間食、孤食など食生活の問題が生じています。児童生徒の体力向上と心身の育成、食育の推進を図り、児童生徒の「生きる力」を育むことが今後も求められています。

平成27年度からは、「小学校給食センターあすなろ」の新設稼働と「中学校給食センターおおぞら」の改修により、中学校給食の開始と給食センターの老朽化に伴う施設更新が実現しました。また食物アレルギー対応給食についても同時期に運用を始めることで、学校給食に関するハード面、ソフト面が大幅に整備されました。



2. 施策の展開方針

「朝食を毎日食べている子どもの割合が低い」、「野菜の摂取量が低い」現状については、大和郡山市健康づくり推進員連絡協議会、大和郡山市4Hクラブ、大和郡山市経営者クラブ、大和郡山市食品衛生協会などとともに、毎年6月の食育月間、毎月19日の食育の日を中心に様々なイベントの開催や啓発を行うことで、食生活を振り返る機会を提供するとともに、食を通して地域の人から歴史や伝統を学び地域の食文化に関心を持てるように、行政と地域が連携して取り組みます。

成長期にある児童生徒においては栄養バランスに優れた学校給食を提供し、食生活や栄養指導を学校と連携して行うとともに、地場産食材の利用拡大と食育との連携や食物アレルギー対応給食の提供に努めます。

3. 主な取組み

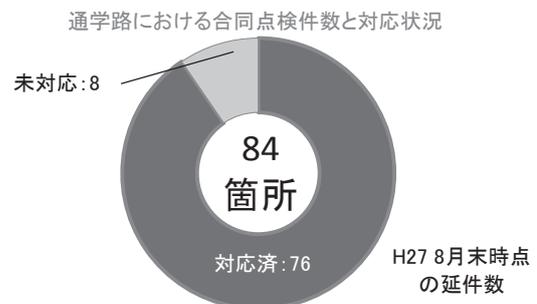
- ① イベント・給食・健康教育などを通して市民の食生活を振り返る機会を提供します。
- ② 短時間で調理しやすい朝食メニューを広めます。
- ③ 農業関係者や給食関係者と連携し、食育授業の充実と啓蒙啓発を行います。
- ④ 地場産食材の使用品目数、使用割合を増やすことを目指します。
- ⑤ 食物アレルギー調査票、学校生活管理指導表、個別面談、食物アレルギー対応委員会を通して、対応給食を必要とする児童生徒の状況を的確に把握し、卵、乳、落花生の3品目に対応した食物アレルギー対応給食を専用調理室で調理、提供します。

施策 3-11 子どもの安全の確保

1. 現状と課題

全国で発生した通学路での交通事故を受け、市内小学校及びPTA・教育委員会・県道及び市道路管理者・警察が合同で、平成24年8月に危険箇所の点検を実施し、その結果に基づき、危険箇所への対策を進めました。また、この取り組みを継続的なものとするため、「大和郡山市通学路安全対策ガイドライン」を策定しました。

注意指示看板や照明などへの対応は行いましたが、道路の構造的な問題については、今後、関係機関と連携しながら、対応を進める必要があります。



2. 施策の展開方針

子どもの安全確保のため、「大和郡山市通学路安全対策ガイドライン」に基づき、適時、関係機関と合同点検を実施し、交通安全施設の設置や危険箇所の改良に取り組み、迅速かつ効果的な安全対策の推進を図ります。

3. 主な取り組み

- ① 合同点検を実施し、注意指示看板や照明灯など、交通安全施設の設置や危険箇所の改良に取り組み、迅速かつ効果的な安全対策の推進を図ります。
- ② 通学路灯については、道路照明、防犯灯などを含め包括的な維持管理運営に切り替えるよう検討を行います。

